

議案第2号 令和4年度事業計画案承認の件

基本方針

所有者不明土地に関する民法・不動産登記法改正の施行が近づいている。特に、令和5年4月1日施行となる所有者不明土地（建物）管理制度については、公共事業において、今まで停滞を余儀なくされていた所有者不明土地買収手続の切り札として大きく期待されているところであり、公共事業の円滑な実施に寄与することを目的とする当協会にとって深く関係する改正といえる。

新たな法制度が施行後スムーズに利用されていくためには、利用する官公署側、財産管理人としても期待される司法書士側の十分な知識と準備が必要となる。令和4年度は、静岡県司法書士会ほか関連団体と密に連携・協力のうえ、研修会・相談会の企画実施等、本改正に対する周知のための広報活動を重点的に行っていく。

また、平成30年度より静岡地方法務局より継続して受託している長期相続登記等未了土地解消作業については、令和4年4月1日に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令」の改正が施行され、調査対象土地の選定に関して民間事業者からの要望の受け入れが可能となったこと、長期相続登記等未了の判断基準として登記名義人の死後30年以上とされていたものが10年以上となること等、今後も継続して実施されることを前提とした見直しが行われたところである。本作業の担い手となることは120名を超える県内司法書士で組織する当協会の責務であり、他にかわりはない。平成30年からの継続受託、経験により、本作業に必要な体制を十分構築できている。今後も引き続き、総力をあげて本作業に取り組んでいく。

受託推進においては、令和3年度に引き続き、相続人調査業務を足掛かりとして、公共事業において当協会ができること（司法書士ができること）を可視化してメリットを伝え、相続人調査項目を含めた基本契約の切り替えや、新規受託先の獲得を目指していく。

当協会に求められていることは、もはや嘱託登記を処理することのみではない。相続人調査など、用地買収の前提として発生する様々な問題の解決をリードしていく組織へと生まれ変わっていく必要がある。引き続き、社員各位のご協力をお願い申し上げる。

第1 基本契約締結先の拡大

受託関係のない官公署や、ここ数年で随意契約を締結した官公署に対し、相続人調査業務を足掛かりとして、基本契約の締結を積極的に推進し、官公署との継続した関係構築を図り、受託拡大につなげる。

《総務委員会を中心に全体で対応》

第2 契約単価項目の変更推進

令和3年度に引き続き、毎年、基本契約を締結いただいている官公署に対して、相続人調査項目を含めた契約に切り替えていただくことを推進し、相続人調査業務の受託拡大と、これによる官公署とのさらなる信頼関係構築を目指す。

《総務委員会を中心に全体で対応》

第3 業務範囲拡大への検討

公嘱協会としての権利能力（司法書士業務について当協会の受託の可否）について調査、研究を行う。受託可能なものについては、契約単価への反映を検討する。

《全体で対応》

第4 長期相続登記等未了土地解消作業への対応

令和3年度に引き続き、使命感をもって本作業に取り組む。

- ・令和4年度の入札対応

応札を前提として、令和3年度までの反省点、改善点を検証した上で、令和4年度の本作業入札、応札、落札後の円滑な作業開始に備える。

《特措法対応委員会を中心に全体で対応》

第5 官公署職員向け「第4回用地買収問題シリーズ研修会」の実施

公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との共催で官公署職員向け研修会を実施する。

官公署職員が求めているテーマ、講義内容を検討し、官公署職員にとって有意義な研修を行うことで、両協会の用地買収手続における必要性を感じてもらい、新規受託につなげる。

《研修委員会、企画・広報委員会を中心に全体で対応》

第6 静岡県司法書士会主催の「相続プロジェクト」への参加、協力

静岡県司法書士会主催の「相続プロジェクト」の事業の一環である官公署職員等を対象とした研修、セミナーの企画、運営に参加、協力する中で、空き家、所有者不明土地問題の解決に向けた民事法制の改正等の情報提供を行い、官公署からの新規受託につなげる。

《研修委員会を中心に全体で対応》

第7 内部向け研修会

- ・会員向け研修会の実施（静岡県司法書士会の空き家・所有者不明土地対策委員会との共催により実施する静岡県司法書士会での研修枠を活用予定）
- ・出前講座の充実化

《研修委員会》

第8 入札対応

- ・ 県内案件については、これまでの情報をもとに落札価格を検討し、入札に向けて対応する。
- ・ 県外案件については、他県公嘱協会の存在等を考慮し、応札についての判断基準を慎重に検討したうえで対応する。
- ・ 入札情報の入手と応札手続きを適正かつ迅速に行う体制の整備
- ・ 県内契約情報の適時更新

《総務委員会》

第9 事務局対応

- ・ パート職員（長期相続登記等未了土地解消作業で雇用）の人事対応
- ・ 公嘱管理システムの活用による事務の効率化
- ・ 事務局、職員の負担軽減のための検討、解決

《総務委員会》

第10 事件配分の適正管理

- ・ 配分委員による配分運営の管理
- ・ 配分委員に対する通信費の支給
- ・ 相続人調査業務を担当した配分委員への特別手当の支給

《総務委員会》

第11 広報活動

1. 対外広報

- ・ KOSHOKU LETTER Vol. 10の発行
- ・ ホームページを活用した情報公開

2. 対内広報

- ・ 公嘱タイムズの定期的な発行
- ・ 本会通信へ毎月寄稿（公嘱だより）

《企画・広報委員会》